

2025 年 5 月 15 日

各位

会社名 株式会社みずほフィナンシャルグループ
代表者名 執行役社長 木原 正裕
本店所在地 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号
コード番号 8411（東証プライム市場）

株主提案に対する当社取締役会の意見について

株式会社みずほフィナンシャルグループ（執行役社長：木原 正裕）は、2025 年 6 月 24 日開催予定の第 23 期定時株主総会の目的事項に関し、株主提案権を行使する旨の書面を受領しておりますが、本日開催の当社取締役会において、当該提案に反対することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 提案株主

株主 3 名による共同提案

※提案株主の一部は個人株主であるため、提案株主の名称・氏名の開示は控えさせていただきます。

2. 株主提案の内容

別紙をご参照ください。

3. 株主提案に対する当社取締役会の意見及びその理由

(1) 議案1 定款の一部変更の件(監査委員会の財務リスク監査に係る情報開示)

取締役会は、本議案に反対いたします。

気候変動影響の深刻化等については、トップリスクとして認識し、有価証券報告書等に記載の通り、総合的なリスク管理態勢の下で、様々なリスク事象とともにリスクを把握・制御し、適切に対応しています。その取組状況については、外部有識者等で構成するリスク委員会で議論した上で、取締役会および監査委員会が監督する態勢となっています。

監査委員会は、当社グループの内部統制システム(リスク管理・コンプライアンス・内部監査等)の構築および運用状況を監視し、取締役・執行役の職務の執行について適法性および妥当性の監査を行い、監査報告書には、法令に従って監査の方法・内容および監査の結果を端的に記載しています。

その監査対象は多岐にわたっており、監査報告書にリスク管理の特定領域に関する事項を常に記載すること、また会社組織等の基本を規定すべき定款にその旨を定めることは、適当でないと考えます。

当社取締役会の意見の補足説明については、以下に記載の通りです。

1. リスク管理とガバナンス態勢について

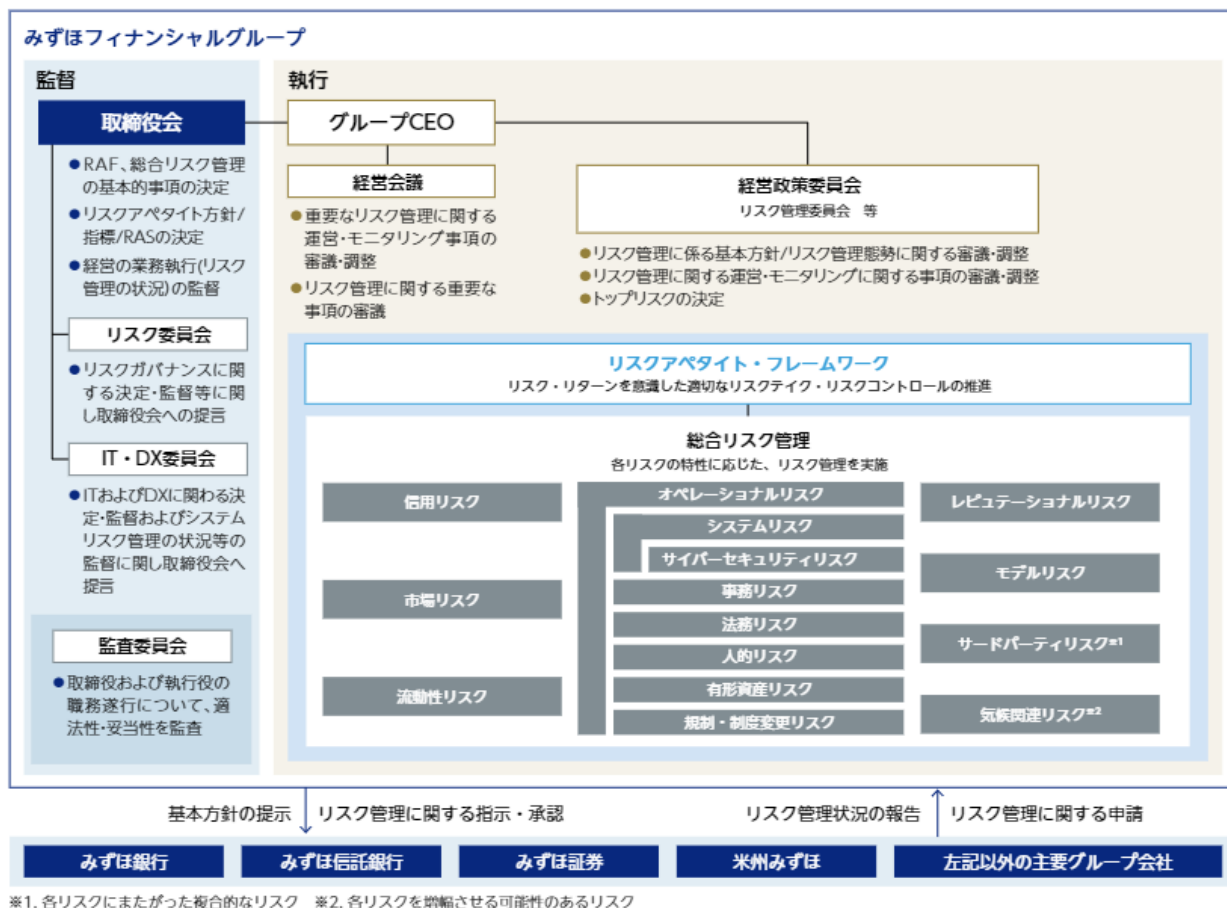
当社グループは、事業戦略・財務戦略とリスク管理の一体運営を通じて企業価値の向上を実現する観点から、リスクアペタイト・フレームワーク(RAF)を導入しております。また、リスクの要因別に「信用リスク」「市場リスク」「オペレーショナルリスク」等のリスクカテゴリーに分類し、各リスク特性に応じた管理を行った上で、リスクを全体として把握・評価しリスクを制御していく、総合的なリスク管理態勢を構築しております。

また、当社は、当社グループに重大な影響を及ぼすリスク認識を選定する「トップリスク運営」を導入しております。現在のトップリスクには、「気候変動影響の深刻化と不十分な環境対応」や「役員・社員による不適切な行為・不作為」等が含まれます。選定したトップリスクについては、未然防止策や事後対応等のリスクコントロール強化策の検討、業務計画への反映等を通じ、リスクコントロールやガバナンスの強化に活用しております。

当社グループのコーポレートガバナンス態勢は下表に記載の通りです。取締役会は、リスク管理の基本的事項等の決定を行い、監査委員会とともに取締役および執行役の職務の執行状況を監督しております。また、取締役会の諮問機関として、サステナビリティへの取り組みをはじめ、リスクガバナンスに関して深度ある議論を行い取締役会に提言を行うリスク委員会を設置し、外部有識者の専門的な知見を活用することで適切な監督機能を発揮できる態勢を構築しております。

<2024 年度のリスク委員会の主なテーマ>

1. トップリスクの選定
2. リスクアペタイト・フレームワークの運営状況
3. 総合リスク管理の状況
4. サステナビリティへの取組状況



2. 監査委員会監査の状況について

監査委員会は、取締役および執行役の職務の遂行状況、業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」)の構築、運用の状況、会計監査人の監査の方法および結果の相当性について、監査し、報告を行うための「監査委員会監査基準」を定め、年間の監査計画に基づき、適法性および妥当性の監査を行っております。

＜2024 年度監査計画における主な重点監査テーマ＞

1. 経営計画モニタリング
 - ・重要な戦略の進捗状況
 - ・環境変化への機動的な対応
2. 企業風土の改革
 - ・企業理念の浸透
 - ・顧客本位の業務運営
3. 成長を支える業務運営基盤
 - ・グローバル・ガバナンス
 - ・IT ガバナンス・サイバーセキュリティ
 - ・コンプライアンス
 - ・内部監査

4. 決算・開示関連

・財務報告に係る内部統制

監査委員会は、内部監査、コンプライアンス、リスク管理、財務・主計等の内部統制部門、主要グループ会社の監査等委員や監査役、会計監査人と緊密に連携し、内部統制システムの有効性や執行部門における重点戦略の進捗状況等を確認し、実効的な監査活動に努めております。なお、詳細については有価証券報告書をご参照ください。

3. 監査報告書について

上記の通り、監査委員会の監査対象は多岐にわたっており、監査報告書には法令に従って監査の方法およびその内容、監査の結果を端的に記載しております。監査上特に留意すべき重大な不備事象等を検知した場合に、当該事象に関する監査委員会としての意見を付記することを検討する必要がありますが、内部統制システムに関する取締役および執行役の職務執行が適正であると評価した場合においても、本提案が求めるように、監査報告書にリスク管理の特定領域に関する事項を常に記載することは適当ではないと考えます。

また、会社組織等の基本を規定すべき定款に、そのような事項を監査報告書において開示することを定めることも適当ではないと考えます。

【ご参考】上記取り組みについては、以下に開示しております

	資料名	URL
1	統合報告書(ディスクロージャー誌)	https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/disclosure/index.html
2	有価証券報告書	https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/report/index.html

(2) 議案2 定款の一部変更の件(顧客の気候変動移行計画の評価に関する情報開示)

取締役会は、本議案に反対いたします。

当社グループは提案内容を以下の通り実施、開示しています。

移行リスクセクターの取引先の移行への対応状況を「目標と実績の 1.5°C軌道の整合」を含む基準で評価し、開示しています。

評価を踏まえてエンゲージメントを行い、一定期間経過後も移行戦略が未策定の場合は取引を慎重に判断します。

財務リスクは、シナリオ分析を通じてポートフォリオ全体で評価するとともに、取引先の信用力評価で気候関連リスクを考慮するなど、適切に管理しています。

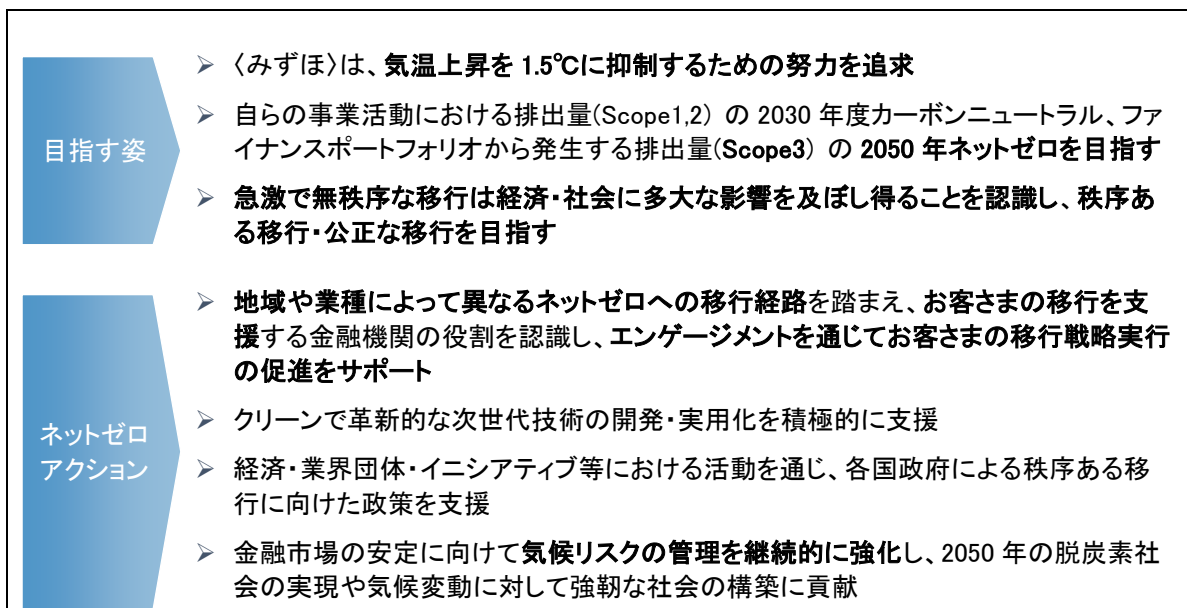
一方、金融機関の果たすべき役割は地域や業種によって異なる移行経路を踏まえた取引先の移行支援であり、1.5°C整合のみで取引先への対応を判断することは取引先の着実な移行を妨げ、その結果、当社の企業価値を毀損する可能性があります。あわせて、本議案が求める個別の業務執行に係る事項を定款へ定めることは、機動的かつ迅速な対応の支障となる虞があり、適当でないと考えます。

当社取締役会の意見の補足説明については、以下に記載の通りです。

1. 気候変動への対応について

当社グループは、環境方針において、気候変動を経営戦略における重要課題と位置づけ、気候変動への対応姿勢を明確化しています。その実践のため、気温上昇を1.5°Cに抑制するための努力を追求し、2050年の脱炭素社会の実現に向けて目指す姿・行動(アクション)を示す「2050年ネットゼロに向けた〈みずほ〉のアプローチ」を策定し、気候変動の取り組みを実体経済の移行促進・ビジネス機会獲得・リスク管理の観点から統合的に進めています。

<2050年ネットゼロに向けた〈みずほ〉のアプローチ(概要)>

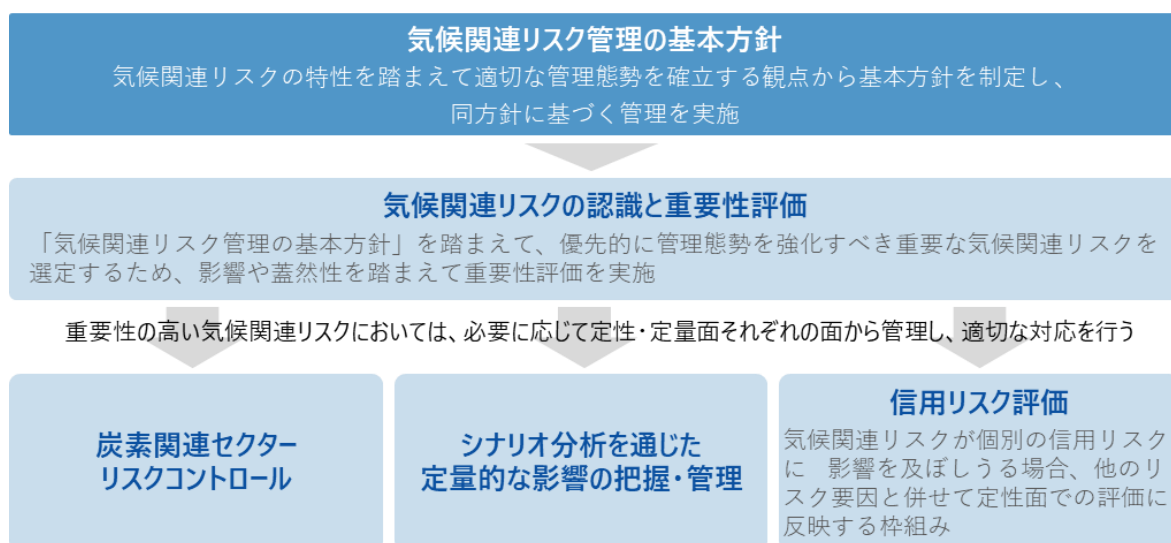


2. 脱炭素社会実現に向けた〈みずほ〉のアプローチ

当社グループの考える 2050 年のありたき日本の産業構造を“グランドデザイン”として描いています。グランドデザインを目指し、足元の着実なトランジション支援に加え、技術革新・ビジネスモデルの転換の推進により、中長期的な目線でともに未来を描き、お客さまの企業価値向上・ビジネスの拡大に貢献するための取り組みを進めています。

3. 気候関連リスク管理について

「気候関連リスク管理の基本方針」に基づき、信用リスク、市場リスク等の各リスク区分と関連づけながら業務計画の遂行において重要な気候関連リスクを特定し、各リスク区分の特性や事業戦略を踏まえてコントロールしています。当社グループはこうした枠組みを通じて、本提案で言及されている取引先の移行計画の評価や財務リスク管理を実施するとともに、気候・自然関連レポート等で開示しています。

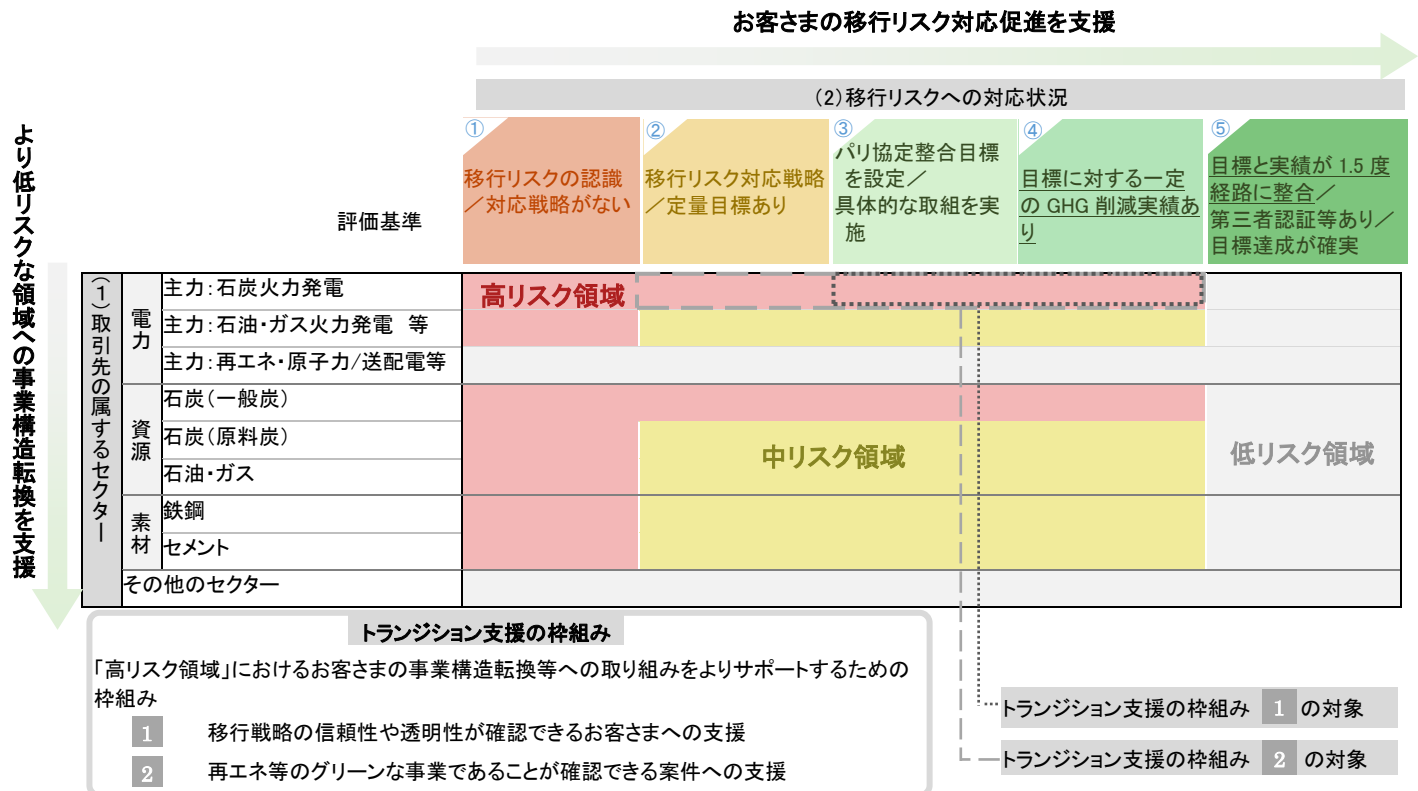


(1) 炭素関連セクターリスクコントロールについて

当社グループは、定性評価によって移行リスクが高いと認識したセクター（炭素関連セクター）において、取引先のトランジション支援と当社グループの移行リスクのコントロールを両立させるため、エンゲージメントを通じたリスクコントロールを実施し、開示しています。取引先の属するセクターと移行リスクへの対応状況の 2 軸で、取引先ごとのリスクの高低を評価し、移行に向けた支援を行っています。

「移行リスクへの対応状況」の評価基準に、2024 年度より「目標に対する一定の GHG 排出削減実績あり」「目標と実績が 1.5℃経路に整合」の 2 つを追加しています。

<炭素関連セクターリスクコントロールの枠組み>



(2) 高リスク領域のエクスポージャーコントロールについて

2 軸によるリスク評価を行って特定した「高リスク領域」については、以下のエクスポージャーコントロール方針をもとにリスクコントロールを行っています。

- 移行リスクへの有効な対応戦略の策定と実践状況の開示や、より低リスクのセクターへの事業構造転換が速やかに図られるようサポートするなど、より一層のエンゲージメントに取り組む
- 取引先の事業構造転換等を後押しするため、トランジション支援の枠組みにおいて国際的なスタンダードが提唱する要件の充足等が確認できた場合には、移行に必要な支援を行う
- 初回のエンゲージメントから1年を経過しても、移行リスクへの対応意思がなく、移行戦略も策定されない場合には、取引継続について慎重に判断する
- 上記を通じて、中長期的にエクスポージャーを削減する

(3) シナリオ分析を通じた財務影響の把握及び信用リスク評価について

当社グループでは、気候変動が将来にわたってポートフォリオに与える影響を把握するために、移行リスクと物理的リスクのそれぞれについてシナリオ分析を実施しています。気候変動に関する様々な将来の状態に対する計画の柔軟性や戦略のレジリエンスを高めるべく、1.5℃のシナリオを含む NGFS の複数のシナリオを用いて分析し、その結果を気候・自然関連レポートにて開示しています。

また、取引先単位での信用リスク評価においても、気候関連リスクが個別の信用リスクに影響を及ぼす場合、他のリスク要因とあわせて定性面での評価に反映する枠組みを構築しています。

上記の通り、当社グループでは取引先の移行計画の評価やシナリオ分析等を通じて、気候関連リスクを適切に管理しています。

なお、本提案は、顧客の移行計画の評価方法や評価後の対応に関する開示などを1.5℃整合という評価軸をもとに行うこと、およびこれら個別具体的な業務執行に係る事項を定款に定めることを求めています。

当社は、「2050 年ネットゼロに向けた〈みずほ〉のアプローチ」でも掲げている通り、地域や業種によって異なるネットゼロへの移行経路を踏まえ、お客さまの移行を支援することが金融機関の役割であると認識しています。1.5℃整合という判断軸のみでお客さまを評価し、取引判断を行うことは、お客さまの移行への取り組みを阻害する可能性があり、ひいては実体経済の移行を遅らせ、結果として、当社の企業価値を毀損する可能性があります。

また、当社は、気候変動をはじめとする様々な環境・社会課題に対し、目まぐるしく変わる情勢や執行・監督の間での議論を踏まえながら、対応の高度化を継続してまいります。が、定款はその変更株主総会における特別決議が必要となることから、仮に本議案が可決された場合、当社の機動的かつ迅速な対応の支障となる虞があります。

以 上

株主提案の内容

(提案株主から提出された書面に記載の提案内容・理由を原文のまま記載しております。)

議案 1 定款の一部変更の件(監査委員会の財務リスク監査に係る情報開示)

提案内容

以下の条項を、当会社の定款に追加的に規定する。

第 6 章 指名委員会、監査委員会および報酬委員会

第 42 条 監査委員会の財務リスク監査の情報開示

当会社は、不正行為や気候変動等の重大な課題に起因する急性かつシステムミックな財務リスクの増大、ならびに取締役および執行役の職務執行の妥当性をも監査する監査委員会の職責を踏まえ、当会社の長期的な企業価値の向上を図るため、監査報告書において以下の事項を開示する。

1. 当会社が特定した重要課題に関連する財務リスクを軽減するための当会社の戦略、方針およびプロセスの妥当性に関する監査委員会の評価(リスク管理が適切に実施されている場合および不十分な場合のそれぞれにおいて当会社が直面し得る財務リスクの検討手続および検討結果の妥当性に関する評価を含む。)、ならびにその評価の根拠
2. 当会社が特定した重要課題に関連する当会社のリスク管理体制に関する監督が適切に行われているかを監査するための、評価基準その他の枠組み

提案理由

本提案は、当社取締役によるリスク監視が適切に行われているかを株主が判断するために必要な情報を監査報告書にて開示することを求めるものである。

株主は現状、当社取締役会による監督及びそのプロセスが当社経営陣によるリスク管理を適切に監督しているかを評価することができない。近年発生した国内金融不祥事例を踏まえ、株主は当社取締役会の監督体制に正当な懸念を抱いており、他の重大なリスク(気候関連財務リスク等)に対する監督体制の実効性についても同様である。

例えば、2023 年度の監査報告書では取締役監督上の問題点が指摘されていないが、その結論に至った根拠は定かでない。会社法及びコーポレートガバナンスコードの定めに従い、当社は株主への説明責任を果たすべきである。

本提案が求める開示は、当社のガバナンスを強化し、中長期的な企業価値の向上を促進し、経営陣との対話機会を有しない株主も含め、全株主の利益に資する。(396 文字)

株主提案の内容

(提案株主から提出された書面に記載の提案内容・理由を注釈を除き原文のまま記載しております。)

議案2 定款の一部変更の件(顧客の気候変動移行計画の評価に関する情報開示)

提案内容

以下の条項を、当会社の定款に追加的に規定する。

第 章 気候変動関連リスク管理

第 条 移行計画(顧客の気候変動移行計画の評価に関する情報開示)

当会社が重大な気候関連財務リスクに直面していることを踏まえ、当会社は以下の情報を開示する。

1. 高排出セクターにおける顧客の気候変動移行計画とパリ協定 1.5 度目標との整合性についての評価基準その他の評価方法
2. 当該顧客がパリ協定に沿った信頼性のある移行計画を作成しなかった場合の対応措置(新規資金提供の制限を含む)
3. 当会社の顧客がパリ協定に沿った信頼性ある移行計画を持たないことに伴う当会社の財務リスクに係る評価

提案理由

当社は気候変動を「トップリスク」と認定し、2050 年ネットゼロを公約し、炭素関連セクター顧客の移行リスク管理方針を定め、顧客の目標の妥当性や「国際的なスタンダードが提唱する適切な移行戦略の要件の充足」の確認を行うとしている。

しかしこれら方針が、当社の高排出顧客向け投融資に与えている実質的影響は示されていない。また当該方針は、顧客がパリ協定 1.5 度目標と整合する信頼性ある移行計画を提示する期限や、移行を促すための投融資条件を設けておらず、むしろ当該移行計画を有しない顧客に多額の支援を続けている。これにより移行支援策の実効性が損なわれ、海外競合他社に遅れを取り、増大する移行リスクと気候変動による物理的リスクに株主を晒している。

本提案は当社が表明するリスク管理を適切に行い、ネットゼロ公約と整合させるために不可欠である。広く投資家の期待とも合致し、当社の長期的な企業価値の維持向上に資する。

(397 文字)